

(様式第6-8号)

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成29年 8月1日  
高 松 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

### 記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			中谷集落	無	H27年度～H31年度	中谷集落協定
	○			菅沢集落	無	H27年度～H31年度	菅沢集落協定
	○			下笠居集落	無	H27年度～H31年度	下笠居集落協定
	○			塩江町 骨川集落	無	H27年度～H31年度	骨川集落協定
	○			塩江町 落合集落	無	H27年度～H31年度	落合集落協定
	○			香川町 引土集落	無	H27年度～H31年度	引土集落協定
	○			香川町 森窪集落	無	H27年度～H31年度	森窪集落協定
	○			庵治町高尻南集落	無	H27年度～H31年度	高尻南集落協定